

## 基本計画協定書（例）

鹿児島県（以下、「県」という。）と●●グループを構成する●●、●●及び●●（以下総称して「事業者」という。）は、〔北ふ頭エリアの4号上屋、野積場①（以下、「4号上屋等」という。）について、イベント等による暫定活用や、同エリアのしおかぜ通りについて、港湾法改正により創設された港湾環境整備計画制度等を活用し、収益施設と公共部分を一体的に整備及び管理運営を行う事業〕（以下、「本事業」という。）において事業者が作成し県が承認した基本計画に関し、次のとおり基本計画協定（以下、「本協定」という。）を締結する。なお、本協定において特段の定義がされていない限り、本協定において用いられる語句は、令和●年●月●日付で県及び事業者間で締結された本事業に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）において定義された意味を有する。

### （信義誠実の義務）

第1条 県及び事業者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

### （基本計画）

第2条 事業者が公募要項及び基本協定に従い作成し、県の承認を得た本事業に係る基本計画書（第5条第2項の規定により変更されたときは変更後のものを用い、以下、「基本計画」という。）を、本協定の付属文書として添付する。

### （基本計画の遵守）

第3条 事業者は、事業期間内は、基本計画の内容に従い、基本計画記載の事項を遵守して本事業を実施しなければならない。

### （遵守事項）

第4条 事業者は、本事業の実施に当たっては、関連法令を遵守するものとする。  
2 事業者は、建築基準法に規定する建築物の建築に関する確認の申請書を提出する際は、あらかじめ申請内容の概要について県に書面等で届け出なければならない。

### （基本計画書の変更）

第5条 事業者は、事業期間内においては、原則として基本計画を変更することはできない。  
2 前項の規定にかかわらず、事業者は、社会経済情勢等の変化に対応して基本計画書を変更する必要がある場合において、あらかじめ県と協議の上、県の書面による承認を得たときに限り、基本計画を変更することができる。

- 3 事業者は、前項の基本計画の変更が港湾環境整備計画の変更を必要とするものである場合、別途港湾環境整備計画の変更について県の認定を受けなければならない。
- 4 県は、第2項の承認をするに当たっては、変更の内容がエリアコンセプトプランや県の施策等と整合し、県がその必要性を認めるときは、変更を承認することとする。
- 5 第2項に基づき基本計画の変更を行う場合、当該変更により事業者に要する費用については、事業者の負担とする。

(事業に関する報告)

- 第6条 事業者は、本事業の事業コンセプト等の実現に向けた基本計画に基づく取り組みの状況等について、県に対し、定期的に報告を行うこととする。
- 2 本事業の実施状況に関して、必要に応じて、県と事業者は協議を行うこととし、県の要請に対して、事業者は誠実に対応することとする。

(有効期間)

- 第7条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業期間の満了日までとする。ただし、事業用定期借地権設定契約 [もしくは県有建物賃貸借契約] が締結に至らず、又は本使用許可が行われなかった場合は、当該締結等の不調が確定した日をもって終了するものとする。
- 2 甲及び乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により、事業用定期借地権設定契約の締結不調等が確定した場合には、県及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、県及び事業者間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(本協定の解除)

- 第8条 前条の規定にかかわらず、本協定の有効期間中において、事業者の基本協定4条5項各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、県は催告の上、この本協定を解除することができる。
- 2 本協定の有効期間中において、事業者が公募要項、基本協定、本協定、事業用定期借地権設定契約 [、県有建物賃貸借契約] 及び本使用許可に定めた事業者の義務並びに本件提案を正当な理由なくして履行しない場合、または締結済みの基本協定、事業用定期借地権設定契約 [、県有建物賃貸借契約] 及び本使用許可が解除・取消又は終了した場合についても、県は催告の上、この本協定を解除することができる。
  - 3 前2項により本協定が県により解除された場合、県は、締結済みの基本協定、事業用定期借地権設定契約 [及び県有建物賃貸借契約] を解除し、本使用許可を取り消すことができる。

4 本条による本協定の解除に伴い事業者が生じた費用は、事業者の負担とする。

(疑義の決定)

第 9 条 本協定に関し疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、  
県と事業者が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 10 条 本協定は、日本国の法令等に従い解釈されるものとし、本協定に関する訴訟の提起等は、県の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

本協定の締結を証するため、本協定書●通を作成し、県及び事業者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 鹿児島県

[住

所]

鹿児島県知事 塩田 康一

事業者

[住 所]

[名 称]

[代表者]

事業者

[住 所]

[名 称]

[代表者]

事業者

[住 所]

[名 称]

[代表者]